

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和6年10月11日開会

熊本県南小国町

令和6年度南小国町農業委員会10月総会

開催日時 令和6年10月11日（金）午前10時00分から10時20分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員（5番委員、6番委員）

日程

1. 報告第 16号 農地法第 5条（知事）
2. 議案第 17号 基盤強化法等改正法附則第5条（農用地利用集積計画の公告）

出席委員（6名）

1番 藤 堂 伸 二 委員	3番 河 津 篤 委員
4番 穴 井 堅 委員	5番 日 野 米 藏 委員
6番 河 津 博文 委員	8番 井 野 みゆき 委員

欠席委員（2名）

2番 北 里 昌 嗣 委員
7番 甲 斐 義 隆 委員

職務のため議場に出席した事務局職員（2名）

事務局 長 穴 井 康 治
事務局 野 口 駿 太 郎

皆さんおはようございます。

本日は2番北里委員、7番甲斐委員から欠席の連絡がありました。

す。

それでは、議案に移ってまいります。

○事務局長

申請番号 06-3 (権利) 所有権移転 (所在) ○○○○○○○○○○番。(登記
地目・現況地目) 共に田。(面積) 581 m²。(譲渡人) 福岡県○○○○○○○○○番地。
○○○○氏。(譲受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○○番地。○○○○○○○
○○○○○ ○○○○氏。(形態)は転用です。(施設)としましては○○○となってお
ります。(施設面積) 581 m²。(申請事由)は譲受人の○○○○○○○○○の○○○敷設の
ためです。

農地区分につきましては中山間地域で小集団の生産性が低い農地であることから第種農地と判断いたします。また一般基準等も満たしていると思われます。

参考資料といたしまして、次のページに係る位置図、それから本日お配りしております5条現地確認写真をご覧くださいと思います。

以上です。

はい。ありがとうございました。

それでは関係委員の方の説明をお願いいたしますが、今日は2番の北里委員が欠席ですから、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは2番委員より意見書をいただいておりますので、事務局のほうから説明をさせていただきます。

仕事で委員会を欠席したことをお詫びいたします。〇〇〇さんからは農地を買いたいということで現地確認を実施しました。今までは〇〇〇さんが農地の維持管理を所管者から委託されていたそうです。申請事由のとおり〇〇〇さんの〇〇〇を作りたいことです。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の件につきまして、皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いします。

ありませんか。

(ありません。の声あり)

それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。

全員賛成ですので、この件につきましては当委員会の意見を附して県知事宛に進達をいたします。

議案第 17 号 基盤強化法等改正附則第 5 条

(農用地利用集積計画の公告)

続きまして、2. 議案第 17 号 基盤強化法等改正法附則第 5 条(農用地利用集積計画の公告)について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。3 ページをお開けください。

【議案第 17 号 基盤強化法等改正法附則第 5 条

(農用地利用集積計画の公告)について詳細に説明】

権利種別：所有権移転です。

申請番号 06-17 (所在) 満願寺○○○○○○○○・○○○○合併番地です。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 1,576 ㎡。同じく○○○○番地。(登記地目・現況地目) 共に田。568 ㎡。同じく○○○○番地。(登記地目・現況地目) 共に田。975 ㎡。合計田 3 筆。3,119 ㎡。(譲渡人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○○○番地。○○○○氏。(譲受人) 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番地 1。公益財団法人 熊本県農業公社。利用目的としましては、野菜となっております。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農用地利用集積計画について、皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

(1 番委員手をあげる)

○1 番委員

はい。1 番藤堂委員。

はい。この件については、利用権のところが所有権移転というふうになっていますが、相手方が農業公社の場合には譲渡というか、有償譲渡、無償譲渡、所有権移転の意味を聞きたいんですけど。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

こちらの議案第 17 号につきましては、農業公社を間に通した所有権移転という形になっております。農業公社への所有権移転を有償として渡すのかどうかというところだったかと思うんですけど、今回ちょっと先のお話をしますと、農業公社が間に入って○○○○さんと、もう一人受けられる方の間に所有権移転を取り持っているという見かたになりまして、最終的には○○○○さんから○○の○○○○さんの方に所有権移転をされるという手続きの間に農業公社が入っているという形になります。

その中で、所有権移転の金額関係につきましては、直接的には公社の方から○○さんに所有地の金額はお支払いするんですけど、その後改めて農業公社が渡人、その後受け

人が〇〇さんの議案を通す中で、〇〇さんから農業公社に改めて同額を公社に支払をする形になりますので、実際としては公社の方からは特に間の手数料を利益として公社は受け取るんですけど、その土地自体の金額に関しては公社の方は受取る事はないかと思います。実際は〇〇〇〇さんが〇〇さんに支払うというような流れにはなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○1番委員

はい。わかりました。

○会長

よろしいですか。

(4番委員手をあげる)

4番穴井委員お願いします。

○4番委員

今の関連でございますけれども、来年からこの農業公社を通しての貸借というか、その様な形になろうかと思いますが、今回は相手が〇〇〇〇さんですかね決まっているということでございますけど、もしこれがない場合には農業公社に預けてどなたか探して貸借をするという形になろうかと思いますが、その場合は県に譲渡という形になりますでしょうか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明いたします。

こちらの所有権移転がまず成立しているそもそもの元になるんですけど、そちらに関しては、まず譲渡人と譲受人が成立をした状態でないと農業公社が間に入っている手続きというのは基本的には対応できないものにはなりますので、譲渡人が一方的に公社に渡すというのは基本的にはそういう制度ではございませんので、あり得ないかなとは思いますが。ただ途中までやったんですけど、その途中で譲受人の方がやはりちょっと受け取れないということで、計画が頓挫して公社の方で一時的に持つというのはあるかなと思うんですけど、そういうパターンはあるんですけど、基本的には受人と渡人が成立してからの農業公社との手続きという形にはなるかと思います。

以上です。

○4番委員

はい。分かりました。結局、これは所有権移転ですけど、所有権移転ではなくて単なる賃借権とかの貸借ですね、そういった場合も結局同じ扱いになるのでしょうか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。賃借についても同じ扱いになります。

○4番委員

はい。分かりました。

○会長

他に何か皆さんからありませんか。

(ありません。の声あり)

それでは採決に移ります。

賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

以上で議案は終了しますが、何か他に皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

(ありません。の声あり)

それでは10月の定例総会を閉会いたします

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和6年10月11日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 5番委員

署 名 委 員 6番委員

会 議 録 調 整 者 野 口 駿 太 郎

本 誌 表 紙 共 枚